

# 第9部 農業産出額及び生産農業所得

## 解 説

この部には、「生産農業所得統計」の結果から、農業産出額及び生産農業所得に関する統計を掲載した。

### 1 調査の概要

#### (1) 生産農業所得統計

##### ア 目的

生産農業所得統計(都道府県別推計)は、都道府県を推計単位として、農業に関する各種統計等を用い、都道府県別、全国農業地域別等における農業の生産活動の実態を金額で推計し、農政の推進に必要な資料を整備することを目的とする。

##### イ 推計期間

推計当該年の1月1日から12月31日(暦年)である。

ただし、暦年をまたがって生産される野菜、果実等は「作物統計調査」で定めている年産区分による。

##### ウ 作成対象

作成の対象は、日本標準産業分類に掲げる「中分類01-農業」のうち「小分類013-農業サービス業(園芸サービス業を除く。)」及び「小分類014-園芸サービス業」を除く部分とする。

ただし、山林用苗木の生産については対象とし、きのこ類の栽培及び蚕種の生産については対象としない。

#### (2) 市町村別農業算出額(推計)

##### ア 目的

農業の成長産業化に向けて現場の実態を重視した施策展開が求められている現状に鑑み、都道府県別農業産出額を基に農林業センサス等を用いた新たな市町村別農業産出額(以下「市町村別農業産出額(推計)」という。)を作成・提供することにより、地域に密着した農業施策の推進に寄与することを目的とする。

##### イ 推計期間

推計当該年の1月1日から12月31日(暦年)である。

##### ウ 作成対象

1の(1)のウに準ずる。

### 2 定義及び用語の解説

#### (1) 推計方法(都道府県別推計)

個別農産物の農業産出額は、推計期間における個別農産物の生産数量にそれぞれの個別農産物価格(消費税を含む。)又は育成差益を乗じて算出する。

#### ア 農業産出額

個別農産物の産出額=個別農産物生産数量  
×個別農産物価格又は育成差益

農産物及び加工農産物の生産数量は、生産量統計を基礎資料とし、生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物は、市町村、農業団体等からの情報収集により推定した。

農産物価格は、農作物価格統計、卸売市場統計等を用いて推定した。

なお、育成牛馬及び廃牛馬の価格は、育成差益等を適用した。

#### イ 生産農業所得

生産農業所得=Σ(部門別産出額×部門別所得率)+経常補助金等

注: 経常補助金とは、経営所得安定対策における各種交付金、中山間地域等直接支払交付金並びに水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)等をいう。

なお、部門別所得率は、都道府県別に営農類型別経営統計(個別経営)から部門ごとに算出した。

#### (2) 推計方法(市町村別推計)

生産農業所得統計(都道府県別推計)において推計した都道府県別農業産出額(品目別)を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分する。

農業産出額=都道府県別農業産出額×市町村別作付面積(飼養(出荷)頭羽数)等÷都道府県別(飼養(出荷)頭羽数)等

#### ア 耕種部門

作物統計で市町村別収穫量がある品目(水稻、麦、大豆、そば、なたね)は当該収穫量を用いて按分し、それ以外の品目は農林業センサスの販売目的の作付延べ面積を用いて按分する。

作物統計及び農林業センサスにおいて調査していない品目については、都道府県別農業産出額を合算し、農林業センサスの各部門で調査しているその他の品目の販売目的の作付延べ面積を用いて按分する。

#### イ 畜産部門

農林業センサスで調査している畜種別の飼養(出荷)頭羽数を用いて按分する。

軽種馬等のその他畜産物については、農林業センサスでは飼養（出荷）頭羽数を調査していないため、農林業センサスにおけるその他の畜産の販売金額を用いて按分する。

#### ウ 加工農産物

原料生産物の生産動向と高い相関関係にある荒茶及び畳表については、農林業センサスの販売目的の作付面積（荒茶は茶の作付面積、畳表はその他の工芸農作物の作付面積）を用いて按分する。

#### エ 按分するための統計数値がない品目

市町村別農業産出額（推計）を作成しない。  
（該当品目：子豚〔豚の内数〕、その他の鶏（ひな、種卵等）〔鶏の内数〕）

#### オ 按分する統計数値の適用期間

農林業センサスは、センサス実施年から5年間（センサス実施年を含む）適用し、作物統計は、都道府県別農業産出額の推計に用いた年産の結果を毎年適用することとする。

### 3 利用上の留意事項

#### (1) 合計値（全国）の取扱いについて

農業産出額の合計（全国）は、都道府県別農業産出額推計値を合計したものであり、都道府県間で取り引きされた中間生産物が重複計上されている。

したがって、全国値そのものを必要とする場合には、全国を推計単位とした全国推計値を利用されたい。

#### (2) 市町村別農業産出額（推計）と平成18年までの市町村別農業産出額（以下「旧市町村別農業産出額」という。）との相違点

##### ア 自家消費等の扱い

旧市町村別農業産出額は、作物統計の市町村別収穫量を基に推計していたことから、自家消費分を含む全ての収穫量を推計対象としていた。

一方、市町村別農業産出額（推計）は、作物統計の市町村別収穫量がない品目については、農林業センサスにおける農業経営体が販売目的で作付けた面積を按分比としていることから、按分の基となる都道府県別農業産出額には自家消費等を含むが、市町村別の結果には自家消費等の実態が反映されていない。

※ 農業経営体とは、調査日（農林業センサス実施年の2月1日）現在の経営耕地面積が30アール以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上に相当する規模の農業を営んでいる者をいう。

##### イ 属地統計と属人統計による違い

属地統計とは、例えば作物が生産された場所別に集計される統計のことをいい、属人統計とは、作物を生産した人の所属する場所別に集計される統計をいう。

旧市町村別農業産出額は、属地統計である作物

統計を用いて推計しており、作付けしている市町村に収穫量が計上されるため、産出額も作付けしている市町村に計上される。

一方、市町村別農業産出額（推計）は、属人統計である農林業センサスを用いて推計している品目は、農業経営体が所在する市町村に作付面積が計上されるため、農業産出額も農業経営体が所在する市町村に按分される。

#### ウ 地域特産品の価格差

旧市町村別農業産出額は、農業物価統計や卸売市場統計調査結果の情報等により整理した都道府県別平均単価を用いて推計している。

一方、市町村別農業産出額（推計）の算出基礎である都道府県別農業産出額は、農業物価統計や卸売市場統計調査結果の情報等により整理した都道府県別平均単価を用いて推計している。

このため、特定の市町村で高価格の地域特産品を生産していても、都道府県別平均単価との価格差は市町村別農業産出額（推計）に反映されない。

#### エ 単位当たり収穫量（単収）の地域差

旧市町村別農業産出額は、作物統計の市町村別収穫量を用いて推計していた。

一方、市町村別農業産出額（推計）の算出基礎である都道府県別農業産出額は、県全体の収穫量を用いて算出しているが、按分に用いる農林業センサスは作付面積であることから、単収の地域差は市町村別農業産出額（推計）に反映されない。

#### (3) 市町村別農業産出額（推計）における秘匿措置

##### ア 都道府県別農業産出額の部門が秘匿されている場合

市町村別農業産出額（推計）を合計することで、都道府県別農業産出額の部門が推測されることを回避するため、当該都道府県の当該部門については、農業産出額が計上された全ての市町村を秘匿する。

##### イ 市町村別の按分に用いた統計数値が秘匿されている場合

市町村別農業産出額（推計）を公表することにより、市町村別の按分に用いた統計数値（農林業センサスの作付面積及び作物統計の収穫量）が推測されることを回避するため、都道府県別農業産出額を市町村別の按分に用いた統計数値が単一である部門（花き、生乳、豚、鶏卵、ブロイラー）については、該当する市町村の数値を秘匿する。